

答申第48号
平成15年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下淳

利用及び提供の制限の例外について（答申）

平成15年5月20日付け諮問第8号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認める理由等

公共工事、コンサルタント及び物品納入に係る競争入札や契約履行において不正行為をした者については、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき策定した「入札参加資格制限基準」により入札参加資格制限処分するほか、「兵庫県指名停止基準」により指名停止の措置を講じています。

これらの入札参加資格制限案件及び指名停止案件（以下「入札参加資格制限等案件」）を個人識別性のない状態で県民等に公表しようとするものですが、公共工事を請け負う者にあっては、経営事項審査結果などの公表情報との照合で容易に個人を識別することができます。

また、不正行為に係る事実関係などの個人情報は、入札参加資格制限処分及び指名停止の措置を講ずるために収集したものであって、したがって、入札参加資格制限等案件を公表することは、個人情報を収集目的以外の目的で提供することになります。

しかしながら、次のことから、これらを公表することは適當であると認められます。

- (1) 入札参加資格制限等案件の公表は、不正行為防止の抑止力になるなどの入札及び契約の適正化に資するために行うものであり、公益上の必要が認められること。
- (2) 入札参加資格制限等案件を公表することを記者発表や県ホームページ等で広報するなどにより、入札参加資格を有するものに周知することとしていること。
- (3) 入札参加資格制限等を行う場合は、十分な事実確認を行った上で、入札参加資格者審議会の審査を受けるなど厳格な手続を踏んでいること。

答申第49号
平成15年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下淳

オンライン結合による提供制限の例外について（答申）

平成15年5月20日付け諮問第8号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

1 本件ホームページによる情報提供の有用性について

入札参加資格制限又は指名停止をした案件（以下「入札参加資格制限等案件」という）の公表は、入札及び契約事務を県が適正に行っていることを明らかにするために行うものです。

この公表を県ホームページを活用して行うことにより、次の有用性が認められます。

- (1) 県が事務処理を適正に行っていることを県内外に広報することができ、また、談合等の不正な行為を未然に防ぐ抑止力が向上すること。
- (2) 国、県内市町との情報交換をスムーズに行うことができる。

2 個人情報の保護について

次のことを通じて、個人情報の保護が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

- (1) 入札参加資格等案件は、地方自治法施行令167条の4の規定に基づき策定した「入札参加資格制限基準」及び「兵庫県指名停止基準」により行っているが、これらの基準を明らかにしていること。
- (2) 入札参加資格制限等案件を県ホームページに掲載することを記者発表や県ホームページ等で広報するなどにより、入札参加資格を有するものに周知することとしていること。
- (3) 入札参加資格制限等を行う場合は、十分な事実確認を行った上で、入札参加資格者審議会の審査を受けるなど厳格な手続を踏んでいること。
- (4) 入札参加資格制限等案件の公表の目的は、県が適正に事務を行っていることを明らかにすることであり、公表する情報は、この目的を達成するために必要最小限のものに限定していること。